

令和2年度狂犬病予防集合注射の日程

令和2年度狂犬病予防集合注射を下記のとおり実施します。お近くの会場へお越しください。

※動物病院などで接種をされた方は、注射済証明書が発行されますので、広野町役場に持参していただき狂犬病予防注射済票と交換してください。(注射済票交付手数料 550円)

1. 実施日時および場所

4月17日(金)	
時間	場所
9:30~9:45	坂本好彦様宅前空き地
9:50~10:05	正木内地区集会所
10:10~10:25	折木地区集会所
10:30~10:40	北沢停留所付近三叉路
10:45~10:55	南沢地区集会所
11:00~11:15	亀ヶ崎地区集会所
11:20~11:30	東下地区集会所
13:00~13:15	役場前駐車場
13:20~13:30	浜田地区集会所
13:35~13:50	下北迫地区集会所
13:55~14:10	二ツ沼総合公園野外ステージ付近
14:15~14:30	広洋台2丁目地内(調整池隣)
14:35~14:45	上北迫地区集会所
14:50~15:00	田の神地区集会所
15:05~15:15	二本柵地区集会所

4月18日(土)	
時間	場所
9:30~9:45	築地ヶ丘公園前
9:50~10:00	下浅見川地区集会所
10:05~10:15	桜田地区(株金村組付近)
10:20~10:25	大谷内消防屯所
10:30~10:40	長畑地区集会所
10:55~11:10	小松地区集会所
13:00~14:30	役場前駐車場

ペットを飼っている方へのお知らせ

- 犬も猫も大切な家族の一員です。愛情と責任を持って飼いましょう。
- 不幸な子犬や子猫を増やさないために、不妊・去勢手術を受けさせましょう。
- 猫の「室内飼い」をすすめています。交通事故や病気から守りましょう。
- 飼い犬の放し飼いをやめましょう。人に噛みついたり、事故に遭うかもしれません。
- きちんとしつけをしましょう。犬の苦情、咬傷(こうしょう)事故は飼い主の責任です。
- 飼い犬のふんの後始末をしっかりしましょう。散歩の際にはビニール袋を持参するなど責任をもって持ち帰りましょう。

2. 費用

(※令和2年4月1日から注射料金が変わります。)

- 登録と注射の場合 6,250円
《内訳》 畜犬登録手数料 3,000円
狂犬病予防注射代 2,650円
→2,700円
注射済票手数料 550円
- 注射のみの場合 3,250円
《内訳》 狂犬病予防注射代 2,650円
→2,700円
注射済票手数料 550円
- 注射済票交付のみの場合 550円
(動物病院などで注射済みの場合)

3. その他

- 狂犬病予防注射の対象となる犬は、生後91日以上の子犬です。
- 登録済みの犬については、ハガキで個別通知をしますので、記載事項に誤りが無いか確認し、注射実施日には忘れずハガキを持参してください。
- 状況により、実施時間が前後する場合がありますので、ご了承ください。
- 当日は大変混み合い犬同士のけんかもありますので、犬を連れてきたら所定の場所ですぐ待機してください。役場職員が手続きをしに飼い主のところに行きます。

できるだけお釣りのないようご協力をお願いします。



問 環境防災課 生活環境係 ☎0240-27-2114

■NEXCO 東日本からのお知らせ■ ふるさと帰還通行カード(原発無料措置)の期間の延長について

原発事故による警戒区域などからの避難者に対する高速道路の無料措置は継続します。

なお、ご利用中の黄色い「ふるさと帰還通行カード」の有効期限が2020年3月末までとなるため新しい「ふるさと帰還通行カード」が必要となります。

新しいカードは、お届けいただいている住所宛てに【簡易書留(転居先への転送不可)】で順次お届けします。ふるさと帰還通行カードお申し込み時にご記入いただいた内容(お名前や現住所など)が変更となり、変更の連絡をされていない場合、新しいカードが届かない場合やお届けが遅くなる場合がございます。変更の連絡をされていない方は、お手数でも「NEXCO 東日本お客さまセンター」へご連絡ください。

●延長期間 令和3年3月31日(水) 24時まで



新しいカード

新しいカードは、新たにお申し込みいただく必要はありません。また、カードは届き次第ご利用になれます。



黄色カード
(有効期限2020年3月まで)

《ご注意ください》
現在ご利用の黄色いふるさと帰還通行カードは、2020年4月1日0時以降ご利用になれません。

問 NEXCO 東日本お客さまセンター
ナビダイヤル ☎0570-024-024
2020年3月までは ☎03-5338-7524
2020年4月以降は ☎03-5308-2424

被災者生活再建支援金(基礎支援金・加算支援金) 申請期間が延長されます

東日本大震災で住宅の被害を受けた世帯に対する支援金(生活再建支援金)について、申請期間が延長されます。

●申請期限 基礎支援金: 令和3年4月10日
加算支援金: 令和3年4月10日

●対象者

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊)

●支給額

- ①基礎支援金
全壊・解体: 100万円 大規模半壊: 50万円

②加算支援金

建設・購入: 200万円 補修: 100万円
貸付: 50万円

※ただし、単身世帯については各該当金額の3/4になります。

対象となる方は、お早めに申請してください。
また、この支援金の制度に該当するかわからない方も、お気軽にお問い合わせください。

問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251

令和2年度育英奨学資金給与事業について

- 給与する額 月額5,000円
- 給与を受ける人の資格
広野町に住所を有する人で、高等学校に在学し、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難と認められる人
- 申請方法
奨学生願書などにより広野町教育委員会学校教育

課にお申し込みください。

●受付期間

令和2年4月28日(火)(土曜日、日曜日および祝日を除く)

問 学校教育課 学校教育係 ☎0240-27-4166